

伊勢原市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する調整を行う伊勢原市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を設置することにより、仕事と家庭の両立支援や地域における子育て支援機能強化のための環境整備を図り、もって児童の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 センターは、事務所を伊勢原市役所分庁舎こどもみらいプラザ内に設置し、センターの代表者を伊勢原市長とする。

(開所日及び開所時間)

第3条 開所日は、毎週月曜日から金曜日（伊勢原市の休日を定める条例（平成元年伊勢原市条例第10号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）までとし、開所時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(センターの業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務に関すること。
- (2) 会員に対する活動内容等の説明に関すること。
- (3) 会員に対する研修に関すること。
- (4) 相互援助活動の調整に関すること。
- (5) 会員相互の交流及び情報交換の場の提供に関すること。
- (6) 子育て支援センター、保育所等各種関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) センターの広報事業に関すること。
- (8) その他センターの運営に伴う業務に関すること。

(アドバイザー)

第5条 前条の業務を行うため、センターにアドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会の構成及び会員の種別)

第6条 会員組織は、センターの設立趣旨を理解する育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）及び育児の援助を行いたい者（以下「支援会員」という。）をもって構成する。

- 2 依頼会員は、原則として、市内に在住、在勤又は在学し、出生後おおむね3か月から小学校6年生までの乳児、幼児及び児童（以下「こども」という。）の保護者とする。
- 3 支援会員は、市内に在住し、心身ともに健康でこどもの育児に理解と熱意があり、AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習を修了した者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) センターが実施する相互援助活動に関する講習会等を受講し、当該講習等を修了した者

(2) 子育て支援員研修の基本研修、地域保育コースの共通専門研修（ファミリー・サポート・センター事業）を全て修了した者

(3) 他市町村において前2号と同等の講習会等を修了した者

4 依頼会員と支援会員は相互にこれを兼ねることができる（以下「両方会員」という。）。
（入会及び登録）

第7条 依頼会員として入会しようとする者は入会登録票（兼）更新票（依頼会員用）

（第1号様式）を、支援会員として入会しようとする者は入会登録票（兼）更新票（支援会員用）（第1号様式の2）を、両方会員として入会しようとする者はその両方を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、審査の上、会員として適当と認めた場合は、入会を承認し、会員として登録するとともに、依頼会員には伊勢原市ファミリー・サポート・センター会員証（依頼会員用）（第2号様式）を交付し、支援会員及び両方会員には伊勢原市ファミリー・サポート・センター会員証（支援会員用）（両方会員用）（第2号様式の2）を交付するものとする。

3 依頼会員は、入会に際して、センターの実施する説明を受けなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

（会員登録の更新）

第8条 会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理するものとし、会員は毎年度末にセンターから送付される入会登録票（兼）更新票（依頼会員用）若しくは入会登録票（兼）更新票（支援会員用）又はその両方を市長に提出しなければならない。

（退会）

第9条 会員は退会しようとするときは、伊勢原市ファミリー・サポート・センター退会届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 会員は、退会に際して、第7条第2項の規定により交付された会員証を返還するものとする。

（届出）

第10条 第7条第2項の規定により登録した事項に変更が生じたときは、登録事項変更届（兼）会員証再交付申請書（第4号様式）により速やかに届出なければならない。

（会員証の再交付）

第11条 第7条第2項の規定により会員証の交付を受けた者（以下「会員証被交付者」という。）は、会員証を破り、汚し、又は紛失したときは、登録事項変更届（兼）会員証再交付申請書により市長に会員証の再交付を申請することができる。

2 会員証を破り、又は汚したときの前項の申請には、登録事項変更届（兼）会員証再交付申請書にその会員証を添えなければならない。

3 会員証被交付者は、会員証の再交付を受けた後において、失った会員証を発見したときは、速やかに発見した会員証を返還しなければならない。

（会員の資格喪失）

第12条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失する。

(1) 第6条第2項又は第3項の要件に該当しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) その他会員が本会の設立趣旨に反する行為を行ったとき。

(会員の義務)

第13条 会員は、本会を政治、宗教、営利目的等のために利用してはならない。

2 会員は、お互いの人格及びプライバシーを尊重するとともに、活動により知り得た他の会員の家庭の事情等を他に漏らしてはならない。会員でなくなった場合も、同様とする。

(相互援助活動の内容)

第14条 支援会員が行う相互援助活動の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 保育・教育施設、小学校及び学童クラブ等（以下これらを「保育施設等」という。）の開始時間までこどもを預かること。

(2) 保育施設等の終了後、こどもを預かること。

(3) 保育施設等へのこどもの送迎を行うこと。

(4) 冠婚葬祭や他のこどもの学校行事の際にこどもを預かること。

(5) 依頼会員の子育てを支援するために必要な援助

2 こどもを預かる援助は、支援会員の家庭、児童館や地域子育て支援拠点施設等の施設、その他こどもの安全が確保できる場所において行うものとし、依頼会員と支援会員との合意により決定するものとする。

3 こどもの宿泊に伴う援助は、行わないものとする。

4 一度に預かることができるこどもの人数は支援会員1人につき、原則として1人とする。ただし、やむを得ず複数のこどもを預かる場合には、支援会員の経験やこどもの年齢等を考慮し、安全面に充分配慮するものとする。

(相互援助活動の実施方法)

第15条 依頼会員は、援助を必要とする場合には、センターに対して、援助の申込みをするものとする。

2 センターは、前項の規定により依頼会員から援助の申込みを受けたときは、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められる支援会員との調整及び事前打ち合わせ票（第5号様式）を基に両会員と事前打合せを行うものとする。

3 依頼会員は、依頼内容に変更が生じる場合は、事前にセンターに連絡しなければならない。

4 支援会員は、援助の実施後に、活動の記録を援助活動報告書（第6号様式）に記入し、依頼会員の確認を受けなければならない。

5 支援会員は、活動記録を1か月に1回、市長に報告するものとする。

(報酬等)

第16条 会員間で行う相互援助活動は、請負又は準委任契約に基づくものであり、依頼会員は、支援会員に対し、援助終了後、別表に定める報酬等の基準により、援助に係る報酬及び実費を支払うものとする。ただし、伊勢原市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成15年伊勢原市告示第101号）、伊勢原市養育支援訪問事業実施要綱（平成27年伊勢原市告示第151号）又は伊勢原市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和6年伊勢原市告示第147号）の規定に基づく場合においては、

各要綱の定めに従い援助に係る報酬及び実費を支払うものとする。

(保険)

第17条 会員は、相互援助活動の実施中の事故に備えて、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入する。この場合において、保険加入費用は、市が負担するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月7日告示第136号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和8年7月10日告示第137号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第16条関係）

報酬等の基準

1 報酬の基準

(1) 月曜日から金曜日までの午前7時から午後7時まで

1時間あたり 700円

(2) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始並びに上記(1)の時間帯以外の時間

1時間あたり 900円

2 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなす。

3 1時間を超えた場合は、30分以下は1時間当たりの金額の半額とし、30分を超え1時間までは1時間当たりの金額とする。

4 兄弟姉妹のこどもを同じ支援会員に同時に預ける場合は、2人目からは半額とする。

5 依頼会員が援助活動の実施を取り消した場合は、次のとおり依頼会員が取消料を支援会員に支払う。

(1) 前日までの取消し 無料

(2) 当日取消し 1報酬の基準により算定された報酬額の1時間分

(3) 無断取消し 1報酬の基準により算定された報酬額の全額

6 こどもの送迎等に伴い支援会員が負担した公共交通機関等の費用については、依頼会員が実費相当額を支援会員に支払う。

7 援助活動に必要となるこどもの食事（ミルク）、おやつ、おむつ、保育用具等は、あらかじめ依頼会員と支援会員との間で取り決めておき、原則として依頼会員が用意する。
ただし、これらについて支援会員が費用を負担した場合は、依頼会員が実費を支払う。

入会登録票（兼）更新票（依頼会員用）



年 月 日

伊勢原市ファミリー・サポート・センターの入会登録または内容更新を次のとおりします。

* 登録内容に変更があった場合は、変更箇所を **赤枠** で囲んでください。

ふりがな					男・女	住所				
氏 名	[署名してください]				男・女	住所				
生年月日	年 月 日				年齢	歳（入会時または更新票提出時）				
連絡先	TEL： FAX： 携帯：									
勤務先	名称： 所在地： TEL：									
緊急連絡先	氏名： 続柄等： TEL：									
同居家族（含本人）	氏名	続柄	年齢	職業等	所属（勤務先）等		喫煙	配偶者		
							有・無	有		
							有・無	・		
							有・無	無		
							有・無			
援助が必要なこどもの状況										
ふりがな	男・女		男・女		男・女		男・女			
名 前										
生年月日	・ ・ (歳)		・ ・ (歳)		・ ・ (歳)		・ ・ (歳)			
希望する援助内容										
保育・教育施設、 小学校、学童クラブ、 習い事等	名称： 電話：		名称： 電話：		名称： 電話：		名称： 電話：			
	名称： 電話：		名称： 電話：		名称： 電話：		名称： 電話：			
かかりつけ医院 既往歴 アレルギーの有無等										
自宅付近地図（入会時または転居時）										
自宅の最寄の駅・バス停 (徒歩 分)										

※ 事務局処理欄

受付日	受付者	処理日	備考	入会	・	・
・	・	・	・	退会	・	・

第1号様式の2（第7条、第8条関係）
入会登録票（兼）更新票（支援会員用）

会員番号

写真
(入会申し込み時)

年 月 日

伊勢原市ファミリー・サポート・センターの入会登録または内容更新を次のとおりします。

＊登録内容に変更があった場合は、変更箇所を **赤枠** で囲んでください。

ふりがな					男・女	住所				
氏名	[署名してください]				男・女	住所				
生年月日	年	月	日	年齢	歳（入会時または更新票提出時）					
連絡先	TEL：		FAX：		携帯：					
勤務先	名称：		所在地：		TEL：					
緊急連絡先	氏名：		続柄等：		TEL：					
同居家族（含本人）	氏名	続柄	年齢	職業	喫煙	資格・免許：				ペット 種類
					有・無					
					有・無	保育ボランティアの経験等				
					有・無	チャイルドシートの有無				
					有・無	乳児用 幼児用 学童用 なし				

※援助活動の可能な、おおよその範囲（時間）で結構ですので、該当する欄に○印を記入して下さい。

援助 できる 曜日と 時間帯	時間	午前 午後																		
	曜日	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
	月																			
	火																			
	水																			
	木																			
	金																			
	土																			
	日																			

自宅付近地図（入会時または転居時）

自宅の最寄の駅・バス停 (徒歩 分)

※ 事務局処理欄

受付日	受付者	処理日	備考	入会	・	・
・	・	・	・	退会	・	・

表面

会員番号	
伊勢原市ファミリー・サポート・センター会員証 (依頼会員用)	
住所 伊勢原市	
氏名	[生年月日 年 月 日]
上記の者は、伊勢原市ファミリー・サポート・センターの会員であることを証明します。	
交付日	年 月 日
伊勢原市ファミリー・サポート・センター代表 伊勢原市長	

裏面

<u>注 意 事 項</u> 1 本会の活動趣旨を理解し、会則を守ってください。 2 この会員証を紛失したり、変更が生じたときは、直ちにセンター事務局に連絡してください。 3 この会員証を他人へ貸したり、譲渡したりしないでください。 4 退会するときは、必ず会員証をお返してください。 5 本会の設立趣旨・目的に反する行為があったときは、会員資格を喪失することがあります。 ●伊勢原市ファミリー・サポート・センター TEL・FAX 0463-95-0728（直通） 〒259-1188 伊勢原市田中348番地 市役所分庁舎2階
--

第2号様式の2（第7条関係）

表面

会員番号		写真
伊勢原市ファミリー・サポート・センター会員証		
(支援会員用) (両方会員用)		
住所 伊勢原市		
氏名 [生年月日 年 月 日]		
上記の者は、伊勢原市ファミリー・サポート・センターの会員であることを証明します。		
交付日 年 月 日		
伊勢原市ファミリー・サポート・センター代表		
伊勢原市長		

裏面

<u>注 意 事 項</u> 1 本会の活動趣旨を理解し、会則を守ってください。 2 この会員証を紛失したり、変更が生じたときは、直ちにセンター事務局に連絡してください。 3 この会員証を他人へ貸したり、譲渡したりしないでください。 4 退会するときは、必ず会員証をお返してください。 5 本会の設立趣旨・目的に反する行為があったときは、会員資格を喪失することがあります。 ●伊勢原市ファミリー・サポート・センター TEL・FAX 0463-95-0728（直通） 〒259-1188 伊勢原市田中348番地 市役所分庁舎2階
--

伊勢原市ファミリー・サポート・センター退会届

年 月 日

伊勢原市長 様

住 所

氏 名

[署名してください]

連絡先

伊勢原市ファミリー・サポート・センターの会員登録について、退会を届け出します。

会員番号	
会員種別 (該当事項の□に レ点を記入)	☐ 依頼会員 ☐ 支援会員 ☐ 両方会員
退会日	年 月 日
退会理由	
会員証 (該当事項の□に レ点を記入)	☐ 返却 ☐ 返却できない (理由：紛失、汚損、破損、その他（具体的に記入： ）)

※ 事務局処理欄

受付日	受付者	処理日	当初会員証	備考

登録事項変更届（兼）会員証再交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 あて

住 所 _____

氏 名 _____

[署名してください]

連 絡 先 _____

会員種別 _____ 依頼会員 _____ 支援会員 _____ 両方会員 _____

(丸で囲む)

会員番号 _____

伊勢原市ファミリー・サポート・センターの会員登録に関して、次の事項を申請します。
(該当事項の□にレ点を記入)

☐ 1 登録事項の変更

☐ 2 会員証の再交付

1 氏名・住所の変更

区分	氏 名	住 所
変更前		
変更後		

2 会員証の再交付

(1)再交付を申請する理由（該当する項目の□にレ点を記入）

☐紛失した ☐汚損・破損した

☐その他（具体的に記入： _____)

3 当初交付した会員証について（該当する項目の□にレ点を記入）

☐返却

☐返却できない

（理由：紛失、汚損、破損、その他（具体的に記入： _____))

※ 事務局処理欄

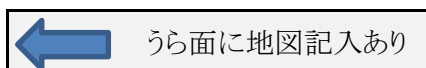
受付日	受付者	処理日	当初会員証	備考

事前打ち合わせ票

年 月 日

会員番号			依頼会員氏名			
(ふりがな) こどもの名前			生年月日	年	月	日 歳
住 所	〒					
緊急連絡先 1	名前		携帯		勤務先 TEL	
緊急連絡先 2	名前		携帯		勤務先 TEL	
緊急連絡先 3	名前		携帯		勤務先 TEL	
依頼会員の携帯メールアドレス			@			
食 事	食べ物	好きなもの()		嫌いなもの()		
	間 食	1. 食べる(1日 回) 2. 食べない		時 間	1. 決めている 2. 決めていない	
睡 眠	起 床	時 頃	昼 寝	1. する 2. しない	就 寝	時 頃
排 泄	小 便 1. おしえる 2. おしえない 1. ひとりでできる 2. できない 大 便 1. おしえる 2. おしえない 1. ひとりでできる 2. できない 回数 (1日 回) いつ 1. 朝 2. 昼 3. 夜 4. 不規則 状態 1. 硬い 2. 普通 3. 柔らかい					
保育所、幼稚園 学校名 所在地				担任氏名		
				電 話		
その他 (好きな遊び等 伝えておきたい事)						

※援助活動の実施にあたっては、両会員の間で十分に打合せをしてください。



裏面

●自宅付近及び保育所(幼稚園・学校)までの経路の地図を記入してください。

総距離(概算)	km
総所要時間(概算)	時間 分

伊勢原市ファミリー・サポート・センター

援助活動報告書

依頼 会員	会員番号	住所	氏名	こどもの名前	こどもの年齢
		〒伊勢原市 TEL ()			歳

年・月・日	曜日	活動時間	時間数 利用時間	活動内容	交通費	その他	計	確認印
		午前 : 午後 : 午後 : 午後 :	時間 分 円		円	代 円	円	
		午前 : 午後 : 午後 : 午後 :	時間 分 円		円	代 円	円	
		午前 : 午後 : 午後 : 午後 :	時間 分 円		円	代 円	円	
		午前 : 午後 : 午後 : 午後 :	時間 分 円		円	代 円	円	
		午前 : 午後 : 午後 : 午後 :	時間 分 円		円	代 円	円	
		午前 : 午後 : 午後 : 午後 :	時間 分 円		円	代 円	円	
計		活動日数 日	円	備考	円	代 円	円	

【記録】 こどもの様子などをお書きください。

支援 会員	会員番号	氏名
		[署名してください]

上記のとおり報告します。

- ※ (1) この報告書は毎月2日までに提出してください。
(2) この報告書は3枚複写して、1枚はセンター事務局に提出し、残りの2枚はそれぞれの会員が保管してください。